

5. 皆様の疑問にお答えします

- Q：石田地区に北川原公園を作ると言う計画ができた経緯は。
- A：昭和34年に日野市衛生処理場として、し尿処理とごみ焼却を開始しました。また、昭和53年に下水道事業基本方針で下水処理場の設置を決定し、平成4年から稼働を開始しました。いわゆる迷惑施設の受け入れに対し、市民生活上調和のとれたまちをつくる必要から昭和54年に9.6ヘクタールを都市計画公園として位置づけました。
- Q：3市共同ごみ処理の必要はあったのか。
- A：国分寺市・小金井市から共同処理の申し入れを受け、検討し、財政面・環境面等から広域化を選択しました。
- Q：ごみ搬入ルートを変更する必要、通行路を作る必要はあったのか。
- A：以前からの地元要望として、浅川堤ルートから住宅の少ない多摩川堤ルートへの変更要望があり、より住環境への影響を少なくするため公園内の通行路を用いたルートに変更しました。
- Q：今のごみ搬入路が公園の支障になっているとは感じない。そのままが良いのではないのか。
- A：都市計画法違反の判決を受けたため解消しなければなりません。
- Q：都市計画を変更しなかった事が都市計画法違反であれば、都市計画を変更すれば良いのでは。
- A：違法解消には様々な方法があります。あらゆる方法を検討していきます。
- Q：原告団は何を求めているのか。
- A：違法状態の解消及び北川原公園内のごみ収集車の通行路を「公園」にすること。
- Q：損害賠償額約2.5億円は何の金額か。
- A：北川原公園内に通行路を設置するための設計費や工事費の総額です。
- Q：約2.5億円を請求せよとの判決を放棄できるのか。
- A：地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決で請求する権利を放棄することはできます。なお、地方自治法の趣旨に照らして不合理な放棄は許されません。
- Q：なぜ約2.5億円を放棄したのか。その理由は。
- A：市長一人が行ったことではなく、個人としての負担が重過ぎ、市政の萎縮・停滞を招く恐れがあります。真に反省し市長の1年分の報酬全額相当を返上し、違法性解消に取り組むことを示したこと等により、市議会において審議可決されました。詳しくは市議会ホームページをご覧ください。

6. 説明会について

この資料をお読みいただいた上で、ご意見ご質問等のある方は担当課へご連絡いただくか、下記により説明会を開催しますのでご参集ください。

日時：令和5年 月 日 () 19時から
場所：石田環境プラザ 2階会議室
その他：

会場案内図

発行日：令和5年 月 日
発行者：〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1 日野市役所
担当課：環境共生部緑と清流課、施設課 ☎042-585-1111 (代表)

北川原公園ごみ搬入路裁判について

(北川原公園周辺4自治会エリア市民向け説明資料)

資料-3

案

1. はじめに

日野市では3市(日野市、国分寺市、小金井市)で共同処理する可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路を北川原公園予定地内に設置しました。この通行路が都市計画法に違反するとして提訴され争ってきた裁判(住民訴訟)は市の敗訴が確定しました。

市では判決を重く受け止め、市民の皆様に深くお詫び申し上げると共に違法性の解消に向け専門家や市民の皆様に意見を聞きながら技術的・財政的な面も含めあらゆる方策を検討してまいります。

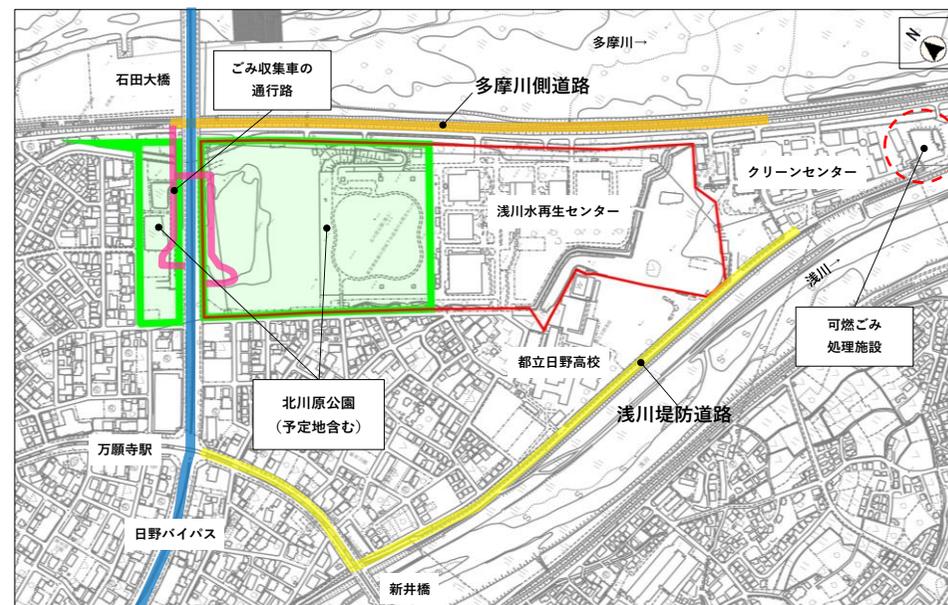
2. 資料配布の目的

今後進める違法性解消の検討にあたり、公園内に通行路を設置した背景や経緯、何が問題であったのか等を市民の皆様に理解していただくために作成したものです。

3. 概要説明(位置関係)

3市で共同処理する可燃ごみ処理施設(下図右上赤点線)へは浅川堤防道路又は多摩川側道路を通行する必要があります。国分寺市、小金井市からは石田大橋(下図青色)を利用する経路が至近となります。

今回問題になったのは、公園を作ると言う都市計画を変更せずに、北川原公園内(下図緑色)にごみ収集車の通行路(下図ピンク色)を設置したことが都市計画法違反との判決を受けたものです。



4. このたびの裁判の流れ

裁判（住民訴訟）に至る経過、判決後の動きについて順を追って説明します。

紙面の都合上、詳細は市のホームページ等をご覧くださいようQRコードを掲載しましたのでお手持ちのスマートフォンでご覧ください。紙ベースが必要な方は担当課（4面参照）にお問い合わせください。

